

町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年(2023年)11月29日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例の一部を
改正する条例

町田市空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関する条例（平成27年12月町田市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内における空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関し基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）、<u>市民及び事業者</u>の責務を明らかにするとともに、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 管理不全空家等 市内に所在する法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。</u></p> <p><u>(4) 特定空家等 市内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。</u></p> <p><u>(5) 管理不全空家等に対する措置 管理不全空家等の所有者等に対して行う法第13条第1項の規定による指導又は同条第2項の規定による勧告をいう。</u></p> <p><u>(6) 特定空家等に対する措置 法第7条第2項第6号に規定する特定空家等に対する措</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、市内における空家等の発生の予防、適切な管理及び活用の促進に関し基本理念を定め、町田市（以下「市」という。）、<u>市民</u>、空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施し、もって市民の生活環境の保全に寄与することを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 特定空家等 市内に所在する法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 特定空家等に対する措置 法第6条第2項第6号に規定する特定空家等に対する措</u></p>

置をいう。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、法第7条第1項に規定する空家等対策計画を定め、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(空家等の所有者等の責務)

第5条 空家等の所有者等は、法第5条の規定により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、基本理念にのっとり、空家等に関する対策に協力するよう努めなければならない。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第10条 市は、法第15条に規定する空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を実施するものとする。

(管理不全空家等又は特定空家等の判断基準)

第12条 市長は、空家等の損壊の程度等を十分に勘案し、当該空家等が管理不全空家等又は特定空家等であるかどうかを判断するものとする。

2 略

(管理不全空家等に対する措置又は特定空家等に対する措置)

第13条 市長は、管理不全空家等に対する措置又は特定空家等に対する措置を行うに際しては、これらの措置の内容について、当該管

置をいう。

(空家等の所有者等の責務)

第4条 空家等の所有者等は、法第3条の規定により、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるとともに、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、空家等に関する対策に協力するよう努めなければならない。

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、法第6条に規定する空家等対策計画を定め、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

(空家等及び空家等の跡地の活用等)

第10条 市は、法第13条に規定する空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供その他これらの活用のために必要な対策を実施するものとする。

(特定空家等の措置基準)

第12条 市長は、特定空家等に対する措置に当たっては、空家等の損壊の程度、市民の生活環境に及ぼす程度等を十分に勘案し、総合的に判断するものとする。

2 略

3 市長は、特定空家等に対する措置について、次条に規定する審議会の意見を聴くものとする。

理不全空家等又は特定空家等が現にもたらし
ている周辺の建築物、通行人等に対する悪影
響の有無、程度及び切迫性を勘案して総合的
に判断するものとする。

(審議会への意見聴取)

第14条 市長は、管理不全空家等に対する措
置又は特定空家等に対する措置を行うとき
は、あらかじめ当該措置について、次条に規
定する審議会の意見を聴くものとする。

(審議会の設置等)

第15条 管理不全空家等に対する措置及び特
定空家等に対する措置を適切に行うため、市
長の附属機関として、町田市管理不全空家等
及び特定空家等対策審議会（以下「審議会」
という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる
事項について調査審議し、答申する。

(1) 管理不全空家等に対する措置に関するこ
と。

(2) 特定空家等に対する措置に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理不全空
家等及び特定空家等に関し必要な事項

3～10 略

(委任)

第16条 略

(審議会の設置等)

第13条 特定空家等に対する措置を適切に行
うため、市長の附属機関として、町田市特定
空家等対策審議会（以下「審議会」とい
う。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、特定空家等
に対する措置その他の特定空家等に関し必要
な事項について調査審議し、答申する。

3～10 略

(委任)

第14条 略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和33年4月町田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。

(1) ～ (62) 略

(63) 管理不全空家等及び特定空家等対策審議会委員

(64) ～ (70) 略

別表 (第3条関係)

職名		報酬額
略		略
<u>管理不全空家等及び特定空家等対策審議会</u>	会長	日額 25,500 円
	学識経験者	日額 21,700 円
	その他委員	日額 10,000 円
略		略

第2条 前条の特別職は、次のとおりとする。

(1) ～ (62) 略

(63) 特定空家等対策審議会委員

(64) ～ (70) 略

別表 (第3条関係)

職名		報酬額
略		略
<u>特定空家等対策審議会</u>	会長	日額 25,500 円
	学識経験者	日額 21,700 円
	その他委員	日額 10,000 円
略		略